



# 熊本県公報

号外 第 1 4 号  
平成 27 年 3 月 31 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

## 規 則

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 0 号

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県広域本部設置条例施行規則（平成 2 5 年熊本県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表に次のように加える。

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 章第 1 節の規定に基づく開発行為等の規制に関する事務	熊本県県央広域本部	天草市、上天草市及び天草郡
景観に関する事務	熊本県県央広域本部	天草市、上天草市及び天草郡
建築及び建築士並びに住宅に関する事務	熊本県県央広域本部	天草市、上天草市及び天草郡

### 附 則

- この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前に熊本県天草広域本部において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県天草広域本部に提出された申請書その他の書類（いずれも天草市、上天草市又は天草郡の区域に係る都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 章第 1 節の規定に基づく開発行為等の規制に関する事務、景観に関する事務又は建築及び建築士並びに住宅に関する事務に係るものに限る。）は、同日以後においては、熊本県県央広域本部において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部に提出された申請書その他の書類とみなす。